

国名・感染者数等 ()は直近1週間の数値	出入国規制	その他（国内対策等）
インドネシア ・感染者： 4,192,629名 (22,541名) ・死亡者： 140,634名 (1,469名)	2021年 ・7月6日から当面の間、外国人の入国に際し2回接種を完了したことが確認できるワクチン接種証明書の提示が条件とされたほか、入国後の指定宿泊施設での隔離期間が8×24時間に延長。インドネシア国内滞在中の外国人が国内外へ移動する場合、インドネシア国内でワクチン接種を行わなければならない(※外国人が国内移動を伴わずに出国する場合ワクチン接種証明書の提示が不要となる等の緩和措置あり)(7月4日) ・7月16日から、インドネシア国外に滞在中の外国人のITAS(一時滞在許可)等延長手続きについて、インドネシア国内に所在する保証人を通じた申請が再開(7月16日) ・8月11日から追って定められる期限まで、インドネシアで1回目のワクチン接種を行った外国人に対し再入国を許可(8月11日) ・空路による外国からの入国はスカルノ・ハッタ国際空港とサム・ラトゥランギ国際空港に限定、入国条件としてアプリ「Pedulilindungi」の使用を義務付け(9月13日) ・9月15日から、査証保持者及びAPECビジネストラベルカード保持者等の入国許可を再開(9月15日)	2020年 ・5月29日以降も緊急事態宣言を延長(5月27日) 2021年 ・6月29日から、ジャカルタ州内21地区において、当面の間21時から翌4時までの夜間通行規制を地域を拡大して実施(6月28日) ・8月11日から追って定められる期限まで、ジャワ・バリ域内及び域外一部地域間の空路移動について規制内容を変更(8月11日) ・8月23日、ジャカルタ首都圏等の活動制限レベルを緩和(8月23日) ・9月14日以降、ジャワ島、バリ島の活動制限2~4の地域において、スーパー等でのアプリ「pedulilindungi」使用を義務付け(9月6日) ・10月4日まで、ジャワ島、バリ島以外で実施されている活動制限を区部変更及び一部を強化したうえで延長(9月20日) ・10月4日まで、ジャワ島、バリ島で実施されている緊急活動制限を区分変更したうえで延長(9月20日)
カンボジア ・感染者： 104,716名 (4,583名) ・死亡者： 2,123名 (74名)	2020年 ・ビザ免除措置、観光ビザ、到着ビザ発給停止を無期限延長(4月16日) ・12月12日から当面、滞在期間14日以内の渡航者の入国時隔離免除を停止し、再び全入国者に14日間の施設隔離を義務付け(12月4日) 2021年 ・インドからの全ての者及び3週間以内のインド滞在歴のある者の入国を一時禁止(4月29日) ・ベトナム、タイとの国境を封鎖(7月4日) ・7月18日から1か月間、ベトナムとの間の往来原則禁止(7月15日)	2021年 ・首都プノンペン及び複数州の一部地域における外出原則禁止、医療等を除くサービス提供、集会等の禁止(5月6日) ・首都プノンペンにおいて、厳格な安全基準下であることを条件にレストラン内での飲食を解禁(8月3日) ・9月23日まで、首都プノンペンにおける映画館やナイトクラブ等政府指定の感染リスクの高いビジネスを停止(9月9日)
シンガポール ・感染者： 78,721名 (6,467名) ・死亡者： 62名 (4名)	2021年 ・当面の間、日本とのビジネス往来を停止(1月15日) ・8月10日から、ワクチン接種を完了した就労ビザ保持者のシンガポール入国許可申請を再開(8月6日) ・8月20日から、各国を4つの区分に分類し、それぞれ異なる水際対策を実施* ¹ (9月17日) ・9月8日から、ブルネイ及びドイツからのワクチン接種完了者に関して、入国後の隔離免除(8月19日)	2021年 ・8月10日から、ワクチン接種完了者を対象に、5人までの集会や1グループあたり5人の上限で飲食店での店内飲食を許可。また、同月19日から、事業所に対する規制緩和(全職員の50%まで出勤を許可。ただし、9月8日から職場内での社交的集まりは禁止)や、公共施設での検温の撤廃等、更なる緩和実施(8月6日)
【参考：隔離及びビジネス往来の現状】 * ¹ 区分1：入国時のPCR検査を課した上で入国後の隔離免除。対象国：中国本土、台湾、香港、マカオ 区分2：入国後自宅等で7日間隔離。対象国：ニュージーランド、オーストラリア、ドイツ、ブルネイ等、8か国 区分3：ワクチン接種完了者対象。入国後自宅等で14日間隔離。対象国：オーストラリア、イタリア、日本、フランス等、20か国 区分4：ワクチン接種完了者対象。入国後指定施設で14日間隔離。対象国：区分1~3及びの* ² 対象国以外 * ² 入国前21日以内に、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ、ミャンマーに滞在していた長期ビザ所有者及び短期滞在者の入国禁止		
タイ ・感染者： 1,489,186名 (94,430名) ・死亡者： 15,469名 (984名)	2021年 ・4月1日から、変異種が発見されていない国・地域からの入国者の隔離期間を14日間から10日間以上に短縮するほか、ワクチン接種完了者の隔離期間を7日間以上に短縮(3月31日) ・5月10日から、インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパールからの外国人の入国禁止(5月10日) ・7月1日からプーケットでワクチン接種完了者の隔離免除。同月15日からスラタニ県3島を対象に追加(7月1日)	2021年 ・COVID-19対策の非常事態宣言を9月30日まで延長(7月24日) ・9月1日から、バンコクなど最も厳格な感染対策が導入されている地域でも、社会的集まりの上限緩和や、条件付きでの飲食店や百貨店の営業許可等、規制を緩和(8月28日)
フィリピン ・感染者： 2,366,749名 (118,678名) ・死亡者： 36,788名 (1,481名)	2020年 ・全在外公館においてビザ発給を一時的に停止するとともに、ビザ免除措置を一時的に停止(3月19日) 2021年 ・5月1日より、外国人について有効な査証を有すること等を条件に入国を許可(4月29日) ・2月8日以前に外務省(DFA)が発行した入国免除文書(EED)及び国家タスク・フォース(NTF)が発行した同文書を提示する外国人は、6月1日以降入国不可(5月21日) ・ワクチン接種をフィリピン国内で完了した者について再入国の際に隔離期間を短縮(6月3日) ・SRRV(特別居住者退職者ビザ)を保有する外国人は入国免除文書を必要とせずに入国することが可能(6月3日) ・12月31日まで、有効な既存のビザを持つ外国人はACR I-Card(外国人登録IDカード)が発行されていない場合でも出国が可能(6月8日) ・8月1日以降、有効なビザを持つフィリピン国民の外国人配偶者、親、及び子供は、入国免除文書(EED)を必要とせずに入国を許可(7月22日) ・フィリピンにおいてワクチン接種を受けた者等を対象に実施していた隔離期間の短縮措置を一時的に停止(8月11日) ・フィリピンに到着する全ての渡航者について、事前にオンライン入力フォーム「One Health Pass」への登録を義務付け(8月13日)	2020年 ・災害事態宣言を2021年9月まで延長(9月18日) ・11月28日から、フィリピン国内の空港を使う全ての旅客に対して、政府が指定する追跡アプリの使用を義務化(10月27日) ・商業施設、公共交通機関等に対して、安全性を示すシールの貼付、建物入口への接触者追跡用QRコードの提示を義務化(12月4日) ・住居外でのマスク及びフェイスシールドの着用義務化(12月14日) 2021年 ・マニラ首都圏、ブラカン州、カヴィテ州、ラグナ州、リサール州において、非接触スポーツ会場、史跡及び博物館の営業規制を緩和(6月10日) ・「一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」地域と「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」地域(4カテゴリーの活動制限のうち最も緩い2カテゴリー)において、5歳以上の子供について大人の監督下にある場合に外出制限を解除(7月8日) ・高齢者のGCQとMGCQ間の移動についてワクチン接種カードや検疫完了証明書の提示を条件として許可(7月8日) ・9月30日まで一部制限を見直したうえでコミュニティ隔離措置を継続(9月6日)

<p>ブルネイ</p> <p>・感染者: 5,261名 (938名)</p> <p>・死亡者: 28名 (7名)</p>	<p>2020年</p> <ul style="list-style-type: none"> シンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往來を再開することに同意(9月1日) 10月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開(9月25日) <p>2021年</p>	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月8日から宗教施設、教育機関、美術館、スポーツ施設等多くの施設の活動範囲を拡大し、1000人までの集會を許可(3月8日) 10月3日まで集會の禁止や在宅勤務の義務化を含む外出規制を実施(9月2日)
<p>ベトナム</p> <p>・感染者: 695,744名 (71,197名)</p> <p>・死亡者: 17,305名 (1,645名)</p>	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 変異種が確認された国からの航空便受け入れ停止(1月6日) 	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ハノイ市では、9月21日から、感染状況に応じて設定した3つのゾーン分けを廃止した上で、隔離・封鎖地域を最少とし、社会隔離措置を緩和(9月20日) ホーチミン市では、7月24日から実施している、封鎖地域内の住民を対象に周辺住民との接触の禁止、必要不可欠でないサービス業の営業停止、公共交通機関の運休等を伴う、社会隔離措置を8月16日から9月30日まで再延長(9月15日)
<p>マレーシア</p> <p>・感染者: 2,112,175名 (116,404名)</p> <p>・死亡者: 23,744名 (2,620名)</p>	<p>2020年</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民及び永住権保有者の外国人配偶者と子供を対象に長期滞在ビザ未保有者の入国申請を許可(9月14日) 9月21日から、事前の入国許可申請を免除されていた一部の駐在員等にも義務付ける一方、一時出国・再入国の対象に、緊急の場合のほか、公務・商用等を追加(9月18日) <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 変異株ウイルス流行が確認されている国からの渡航者に対し、入国後の隔離期間を10日から14日間に延長する等の規制強化を発表(4月24日) インド、バングラディッシュ、パキスタン、ネパール及びスリランカからの渡航者の入国禁止(外交官を除く)(5月5日) シンガポールとの間で住民の近親者の逝去や病氣等の特別な事情に基づく相互渡航を認める往來措置を開始(5月10日) シンガポールとの間のビジネス往來特例を一時停止し、入国後14日間の隔離措置を原則として義務化(5月12日) 9月21日以降、ワクチン接種済みのマレーシア国民及び在住外国人に限り、入国後、自宅で隔離措置を行うことを可能とする特例を開始(9月20日) 	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部地域を除き全国を対象に四段階*で実施している「活動制限令」について、対象地域や制限内容を見直し、感染拡大防止措置を継続(3月16日) ※制限が厳格な順番で、強化された活動制限令(段階Ⅰ)、活動制限令(段階Ⅱ)、条件付き活動制限令(段階Ⅲ)、回復のための活動制限令(段階Ⅳ)の四段階 6月28日までとされていた社会・経済部門の完全閉鎖「完全ロックダウン第1段階」を政府が定める基準到達時まで延長。この間、水道・エネルギー等政府指定17業種以外の活動は許可されない(6月27日) 「完全ロックダウン第1段階」を州単位で段階的に緩和(7月3日) 「完全ロックダウン第1段階及び第2段階」の規制内容の一部緩和(7月19日) 8月20日以降、ワクチン接種完了者に対して、デジタル接種証明書の提示を条件に飲食店内での飲食、スポーツ活動等を認める等各種行動規制を緩和(8月19日) 9月16日から、国内旅行者向けにクダ州ランカウイ島を「観光バブル」のパイロット・プロジェクト先として観光再開(9月3日) 9月17日以降、児童保護施設利用、ワクチン接種者のスポーツ活動許可に係る各規準を緩和(9月15日)
<p>ミャンマー</p> <p>・感染者: 448,158名 (14,052名)</p> <p>・死亡者: 17,129名 (512名)</p>	<p>2020年</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する国との国境を封鎖(3月19日) <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月31日まで、全てのビザ(外交、国連機関等除く)の発給停止を延長(6月30日) 9月30日まで、入国する全ての者に対する21日間*の隔離措置を延長(8月29日) ※外国人:航空機搭乗前の7日間(自宅隔離)、入国後に7日間(施設隔離)に続き、7日間(自宅隔離) 国民:入国後に施設隔離14日間、自宅隔離7日間 国際線の民間旅客機の着陸禁止措置を9月30日まで再延長(8月29日) 	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都ネーピードーへの入域規制開始(検査義務、連絡先登録義務化、外出禁止区域からの入域者への10日間隔離措置等)(6月18日) 集會禁止措置及び夜間外出禁止措置を9月30日まで延長(8月29日) 9月24日まで、全国の学校を閉鎖(9月12日)
<p>ラオス</p> <p>・感染者: 19,399名 (1,844名)</p> <p>・死亡者: 16名 (0名)</p>	<p>2020年</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の入国に係る手続き等(事前の入国許可、陰性証明書の提示、入国後14日間の隔離等)を発表(7月31日) 市中感染がない国からの渡航者が入国時検査で陰性の場合、隔離場所として指定施設以外に自宅・ホテル等も許可(10月14日) <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 外交官等一部の外国人を除く全ての入国者を対象に、モニタリング機器の装着、COVID-19保険の加入を義務化(2月26日) ラオスへの入国者についてLaoKYCアプリを通じ「ラオ・スースー(Lao Su Su)」サービスのインストールを義務付け(8月31日) 	<p>2020年</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食店の営業時間を23時まで制限(8月31日) <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ラオスCOVID19対策特別委員会は外国人を含むラオスで生活する全ての人に対し追跡アプリ「Lao KYC」の使用を勧告(6月26日) 9月30日まで、国境地域の警戒やゲーム店の閉鎖等の措置を含む感染防止対策について継続(9月15日) 市中感染が制御可能となるまで、ピエンチャンにおける感染拡大防止措置を更に強化のうえ継続(9月16日) 9月30日まで、首都ピエンチャン市において、他県との移動禁止、出勤制限、外出禁止及び商店の営業停止を発令(9月19日)
<p>インド</p> <p>・感染者: 33,478,419名 (214,244名)</p> <p>・死亡者: 445,133名 (2,259名)</p>	<p>2020年</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する国との国境を封鎖(3月16日) <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月30日までインド発着のすべての国際旅客便を停止(8月29日) 	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月16日から、デリー準州(州都ニューデリー)で、レストラン、バー、映画館等の営業について、人数上限等の条件を更に緩和。また、一般展示会の再開も許可(9月15日) 8月15日から、マハーラーシュトラ州(州都ムンバイ)では、従業員のワクチン接種完了や収容人数の50%を上限とすることを条件に、飲食店の営業を午後10時まで許可する等、ロックダウン措置を更に緩和(8月12日)
<p>スリランカ</p> <p>・感染者: 506,009名 (17,527名)</p> <p>・死亡者: 12,217名 (786名)</p>	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去14日以内に、南米諸国、南アフリカ諸国(南アフリカ共和国ほか8か国)への渡航歴(トランジットを含む)がある外国籍者及び二重国籍者の入国を原則拒否(8月19日) 外国籍者等を対象に、同国外務省に加え、民間航空局の事前入国許可を新たに必要とする等の新たな入国措置を発動(8月18日) 	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月1日まで、全土における夜間外出禁止措置を延長(9月17日)

日本政府は、当面の間、カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス等との間で実施しているビジネスラック(重要なビジネス及び公的な目的に限った往來の許可)及びレジデンスラックの運用を停止とした。